

2024年4月16日  
名古屋近鉄タクシー株式会社

## NEWS RELEASE

## 「自家用車活用事業（日本型ライドシェア）」の運行を開始します

名古屋近鉄タクシー株式会社では、4月10日（水）付で「自家用車活用事業（日本型ライドシェア）」の営業が許可されたことを受け、4月26日（金）から運行を開始します。

自家用車活用事業では、二種免許を持たない一般のドライバーが車両の運転を担当します。当社としては、通信型の点呼システムやドライブレコーダーを活用した運行管理を行うことにより、安全、安心な輸送サービスを提供してまいります。

長年にわたってタクシー事業を営んできた当社が、自家用車活用事業を実施することにより、安心して利用できる移動手段としての輸送サービスを提供することで、誰もが快適に移動できる社会の実現に貢献してまいります。

詳細は別紙のとおりです。

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 事業区域  | 名古屋交通圏（名古屋市ほか）   |
| 2. 営業車両数 | 毎週金曜日 16～19時台：1台<br>毎週土曜日 0～3時台：2台                           |
| 3. 運賃    | タクシー運賃、料金と同額   |
| 4. ご利用方法 | タクシーアプリ『GO』から配車を依頼してください。<br>（必ずしも自家用車活用事業の車両が配車されるとは限りません。） |
| 5. 事業開始日 | 令和6年4月26日（金）   |

< 本件に関するお問い合わせ先 >

名古屋近鉄タクシー株式会社

営業部長 伊藤 清 TEL：052-231-4510 までお願いします。

（名古屋近鉄タクシー ホームページ <https://www.kintetsu-taxi.co.jp>）

本資料配付先：東海交通研究会

## 別紙

### 1. 自家用車活用事業について

自家用車活用事業とは、道路運送法第 78 条第 3 号に基づき、タクシー事業者が主体となつて、地域の自家用車・ドライバーを活用し、有償で運送サービスを供給する事業のことであり、タクシーが不足しやすい地域、時期、時間帯に限り、運行が認められています。

タクシー事業者がドライバー教育、運行管理、車両整備管理等を行うなど運送責任を負う形で、移動ニーズに対する供給力不足を補い、かつ新しい働き方を提供します。

### 2. 自家用車活用事業における安全確保の取り組みについて

- ①厳正な点呼 遠隔点呼を実施し、車両持込の場合でも異常の有無を確認
- ②飲酒確認の徹底 通信型アルコールチェッカーを使用し、乗務前後に飲酒を確認
- ③運転状況の確認 ドライブレコーダー映像より危険な運転の有無を把握、指導
- ④安全な車両選定 持込車両は一定水準以上の安全装備と整備状態の車両に限定

## 参考

自家用車活用事業に従事する乗務員の募集について

### 1. 募集要項

- 職 種：自家用車活用事業乗務員（アプリドライバー）
- 給 与：時給 1200 円+手当 200 円（手当は車両持込の方のみ）+歩合給
- 勤 務 地：愛知県名古屋市（名古屋交通圏で乗務していただきます）
- 勤務時間：金曜日 16 時～20 時 または 土曜日 0 時～ 4 時
- 雇用形態：週 20 時間未満のパートタイム雇用（副業可）
- 応募資格：21 歳以上 70 歳未満の方（普通自動車第一種免許取得後 1 年経過していること）  
従事する日以前の2年間において無事故かつ運転免許の停止処分を受けていない方
- 持込み車両の条件：定員 5 人以上 10 人以下、車幅 2,000mm 未満の車両  
衝突被害軽減ブレーキ、ETC 車載器を装備していること
- 募集人数：5 名程度

### 2. 乗務員募集についての問い合わせ先

名古屋近鉄タクシー株式会社 総務部（採用担当） 電話番号 052-231-2263

以 上